

平成 18 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 18 年 8 月 23 日 (水曜日) 午後 7 時 00 分 開会
午後 9 時 00 分 閉会
2. 場所 田無庁舎議会棟 4 階第 3 委員会室
3. 付議事案 別紙のとおり
4. 出席委員 被保険者代表
葛木 秀明 平野 祐二 本橋 英次
保険医代表
玉置 肇 知念 俊昭 吉岡 重保
金城 寛
公益代表
清水 文子 松川 正秀 神山 久男
被用者保険等保険者代表
竹田 和行 関野 元男
5. 欠席委員 佐々木 茂 安達 伸一 吉岡 政雄
月井 千枝 栗林 晴彦
6. 事務局 市長 坂口
市民生活部長 神作
保険年金課長 木俣
国保給付係長 藤沢
国保給付係主査 石橋
国保加入第 1 係長 小柳
7. 会議録署名委員 葛木 秀明 関野 元男
8. 配付資料 資料 1 平成 18 年度被保険者数の状況
資料 2 の 1 国民健康保険料現行 資産割 15%
資料 2 の 2 同 所得階層
資料 3 の 1 国民健康保険料試算 資産割 10%
資料 3 の 2 同 所得階層
資料 4 の 1 国民健康保険料試算 資産割 5%

- 資料 4 の 2 同 所得階層
- 資料 5 の 1 国民健康保険料試算 資産割 0%
- 資料 5 の 2 同 所得階層
- 資料 6 平成 18 年度国民保険税（料）率
- 資料 7 固定資産所有世帯割合
- 資料 8 26 市賦課割合・一般分
- 資料 9 26 市応益割合の推移・一般分
- 資料 10 平成 17 年度国民健康保険料収納状況集計表
- 資料 11 26 市の一般会計繰入金（財源補填分）の比較
- 資料 12 一人当たり医療費保険者負担分 26 市比較
- 資料 13 診療費の諸率の推移
- 資料 14 西東京市の医療費状況
（一部負担金の負担割合について）
- 資料 15 国民健康保険条例新旧対照表
国保と老人保健が変わります（パンフレット）
（医療制度改革）
- 資料 16 医療制度改革関連法案の概要
- 資料 17 新たな高齢者医療制度について・広域連合創設までのスケジュール
- 資料 18 医療制度改革による保健衛生部門、国保部門の役割と課題
（平成 18 年度事業）
- 資料 19 国保ヘルスアップ事業
（平成 17 年度決算関係）
- 資料 20 保険年金課（事務報告）
- 資料 21 国民健康保険特別会計決算の概要
（その他）
- 今後の開催予定

平成 18 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会

午後 7 時 00 分 開会

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 傍聴の確認

4 議題

(1) 諮問事項

- 1 国民健康保険料（医療給付分）の見直しについて
- 2 一部負担金の負担割合について

清水会長

坂口市長よりご挨拶と、平成 19 年度の国民健康保険料（医療給付分）の見直しと、一部負担金の見直しの 2 点につきまして諮問をちょうだいしたいと思います。

坂口市長お願いいたします。

坂口市長

挨拶

国民健康保険運営協議会に諮問

清水会長

諮問事項として、1 国民健康保険料（医療給付分）の見直しについて、2 一部負担金の負担割合について、諮問を受けました。

御案内の議題の 1 と 2 を入れかえさせていただきまして、2 一部負担金の負担割合について、を先にやらせていただこうかと思えます。法改正に伴って市の条例を改正するというものなので、そちらを先にさせていただこうと思えますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

〔市長退席〕

諮問事項 2 一部負担金の負担割合について、事務局に補足説明を求めます。

事務局

諮問の趣旨、配布資料について説明

清水会長

ただいま御説明がございました。

御質問がございましたらお手を挙げてどうぞお願いいたします。アンダーラインが引いてあるところが変わったところだろうと思います。

金城委員、どうぞ。

金城委員

現役並みの額は、どこでも同じ金額なんですか。

事務局

145 万円です。

あわせてお配りしております、「所得区分の判定基準が変わります」という冊子をごらんいただきたいのですが、とじ込みの左側のページ、右側の現役並み所得者というところで、「70 歳以上の国保被保険者および老人保健で医療を受ける国保被保険者のうち、1 人でも一定の所得（課税所得が 145 万円）以上の方が同一世帯にいる人にあたります」という定義です。

清水会長

いいですか、金城委員。

金城委員

はい。

清水会長

葛木委員。

葛木委員

この通知はどのような対象者に出されたのでしょうか。また、出した人たちは申告にみえたと思うんですが、どのぐらいの割合で申告しているのでしょうか。

清水会長

どういうふうに知らせるかということですね。

葛木委員

いえ、もう知らせてあると思うんですが。

事務局

所得がここの部分に該当する人の把握をしておりますので、その人に対して個々にお手紙を差し上げました。収入が問題になりますので収入の申告をしていただいて、現役並み所得に該当する方については負担が、現行は2割ですので3割になりますという高齢受給者証をお送りしております。

葛木委員

出した方もいらっしゃるけれども、出さない人も結構いらっしゃるみたいなので、その場合は2割でいってしまうんでしょうか。

事務局

収入の基準がオーバーする方とか、経過措置がありまして、経過措置に該当する方については、御提出していただかなければ、もう一回御提出してくださいという通知を差し上げていますし、収入の基準が明らかにオーバーする方については御提出していただいても、いただかなくても、オーバーしてしまえば現役並み所得になってしまうということですが。

葛木委員

きちんと判断して、出さない人については役所が判断して、「あなたは3割ですよ」と、そういうふうに出すわけですか。それとも、相変わらず2割で受診しているんでしょうか。

事務局

要するに、所得基準が145万円ですから、そこをオーバーしていれば現役並み所得者ということですから、現行は2割、10月からは3割になるのですが、そういう現行2割の高齢受給者証の御通知を差し上げているということですが。

葛木委員

保険証も発行するわけでしょ。

事務局

そのときに、高齢受給者証という受給者証を発行するのですが。

葛木委員

申告しない人についても……。

事務局

皆さんよく制度を御存じですので、申告はほとんどいただいていると私どもは理解しております。

清水会長

でもいらっしゃるんでしょ？

葛木委員

そうですね。申告していない人もいるから、どうかなと思ったんだけど。そのままの保険証を使って……。

清水会長

1割もうけてね。

葛木委員

相変わらず2割で受けている……。

清水会長

という人もいるのではないかという危惧ですね。

どうぞ、松川委員。

松川委員

これは10月から変わるというんですが、西東京市だけではなくてほかの市町村もほとんど一緒なんですか。

事務局

国の国民健康保険制度の問題です。西東京市だけの問題ではございません。

清水会長

いいですか。

葛木委員

はい、わかりました。

松川委員

どれくらいの影響なんですか。

清水会長

ないと思うんですけど。

葛木委員

2割で受けてしまって、「あなただめですよ、3割ですよ」と言われたときに、差額を払うということなんですよ。

清水会長

3割負担のはずが2割負担で受けてしまっていて、後で3割だとわかったときの1割の差額を請求するのかということですが。

事務局

通知が来た段階で再度審査いたしまして、超えていけば当然出し直します。

葛木委員

わかりました。

関野委員

それと直接影響するところではないのかもしれませんが。今御説明していただいているのは、「所得区分の判定基準が変わります」の判定基準ですよ、確認なんです。

事務局

負担割合です。

関野委員

「ここが変わります」ですよ。

事務局

はい。

関野委員

そうすると、2行目に、「現役並み所得者以外は1割のまま据え置かれます」と書いていますね。これは本当に正しいんですか - というのは、平成20年にはまた変わってしまいますよね。

事務局

はい。

関野委員

だから、たまたま私は知っているから、「ここはこう書かざるを得ないんだな」とか思うんだけど、この協議会のメンバーにはこれで説明するの？

この辺のバックボーンを一度見ていただかないと、何かのときに、「その中でこれです

よ」という話で、平成 20 年度に委員をやっている方には、「今度は下段が変わりますよ」と。「格差が開くのはどう？」という話になってしまうと、「次は悪いですけどこっちから取りますよ」と、こういう環境というのかな、そういう説明か何かを何かの機会で皆さんに差し上げておくと、「ここは何だ、ギャップがどうも広がるだけだな」みたいな話になりかねないんで、そのところをうまく - これがそうなのかもしれないですけども、御説明をいただいていた方が。国の政策は、ある意味でばたばたやっていきますよね。その辺の御説明をさらっと見ていただくなりしておいた方がいいのかなと感じました。

だから、どこかのタイミングで御説明をいただくか、または「そういう意味で読んでおいてください、次回に御質問があれば」みたいな感じになさった方がいいのかなと思います。

事務局

はい。

今の関野委員のお話については、後ほどの資料説明の中で触れさせていただきたいと思います。

清水会長

これは刷り上ってしまって、広報しているんですよ。

事務局

刷り上っています。

清水会長

でき上がってから運協で協議をするというのはちょっと違うかなと。

もう置いてあるんでしょ。

事務局

窓口に置いてあります。

清水会長

あと、御質問はいかがでしょうか。

松川委員

全部確認させてくれということですよ。

清水会長

そうですね。「この条例はどうしても改正しなければいけないからこの形でいいか」ということなんですね。だから、改正後と改正前の対照表が資料 15 として出ていますので、改正した後の形にさせてくださいということです。これでよろしいかどうかというのがきょうの二つ目の諮問事項です。

平野委員

一部負担割合だけが条例規定事項になっているんですね。というのは、高額療養費だとか療養病床の食費・居住費の負担も広報していますが、これは条例事項ではないということの理解でよろしいんですね。法律が変わればそれはもう……。

事務局

さようでございます。

平野委員

わかりました。

清水会長

竹田委員、いかがでしょうか。

竹田委員

国の施策であるのでいたし方ないと思いますが。

清水会長

ということで、原案どおり皆さんから御承認いただきました。

答申をしないといけないので答申文をつくっていただかないといけないのですが、どのくらい時間がかかりますか。

事務局

5 分ぐらいいただきたいのですが。

清水会長

わかりました。

その間に資料説明をお願いします。

事務局

資料 1 から資料 5 の 2 まで説明

〔事務局による答申書配付〕

清水会長

今資料の説明をしていただきましたが、詳しい説明はまた後でいただくこととして、
答申の原案が皆さんにいらっていると思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、坂口市長に答申したいと思います。

〔市長再入室〕

清水会長

それでは、坂口市長に答申書を差し上げたいと思います。

〔会長から市長へ答申書を手交〕

坂口市長

ありがとうございました。

一部負担金の見直しにつきまして御審議をいただき、答申をいただくことができました。
本当にありがとうございます。

引き続きまして第1号の諮問事項についても御審議をよろしく願いいたしたいと思
います。

〔市長退席〕

清水会長

それでは、諮問事項の1、国民健康保険料(医療給付分)の見直しについて、ただいま
から審議に入りたいと思います。

資料の説明を事務局からしていただきましたが、補足説明があればお願いいたします。

事務局

資料6から資料14までを説明

清水会長

それでは、今御説明をいただきましたが、今日いただいて御質問はというのも酷かな
と思いますが。

事務局

資料14までが保険料の見直しの関係なのですが、先ほど関野委員からお話がありま
したので、医療制度改革に関することとその他の資料についても説明を申し上げたいの
ですが、よろしいでしょうか。

清水会長

はい。続けてどうぞ。

事務局

資料 16 から資料 17、新たな高齢者医療制度について、を説明

資料 18、医療制度改革による保健衛生部門と国保部門の役割と課題を説明

資料 19、西東京市の国保ヘルスアップ事業を説明

資料 20、21、平成 17 年度の決算に関する資料を説明

清水会長

資料 16 以降の資料はとりあえず置いておきまして、資料 1 から諮問事項 1 の関係資料について検討していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

清水会長

それでは御質問があれば。

どうぞ、吉岡(重)委員。

吉岡(重)委員

今事務局から説明をちょうだいしたわけですが、例えば資料 1、平成 18 年度の被保険者数の状況というのがございます。先ほど、一定以上所得者については 772 名という認識ということですが、西東京市は今 19 万 2,000 人ですか、同規模の自治体の中で西東京市の体力と申しますか、どの程度のランクに入るのか、もしおわかりになれば教えていただきたい。

事務局

ランクというのは、一定所得者以上がどのくらいいるのかということですか。

吉岡(重)委員

はい。概略で結構です。

事務局

今手元にないので……。

吉岡(重)委員

了解です。

あともう一つ、先ほど資料 17 のところで広域連合という言葉が出てまいりましたが、東京都の場合、広域連合というのは東京都全体として考えるのか、区と市を分けて考えるのか、多摩地区だけで考えるのか - 途中のお話の中で 26 市が出てきましたが、それが大体最終的な広域連合の範疇に入る行政区分なのか、もしおわかりになれば教えていただきたい。

事務局

広域連合につきましては、都道府県単位の広域連合です。東京都ですと東京都の広域連合で、区、市町村、全部包括されます。

吉岡（重）委員

ありがとうございます。東京都全体と考えてよろしいわけですね。

事務局

はい。

吉岡（重）委員

あともう一つ、資料 19 ですが、西東京市国保ヘルスアップ事業、個別健康支援プログラム実施概要図というのがございますが、これについては、例えば医療関係団体との事前の打ち合わせ等があったかどうか、教えていただきたいと思います。

事務局

昨年、国民健康保険運営協議会の勉強会の中でも、これからの保健事業、昨年度までは人間ドック、保養施設等が国民健康保険の保健事業ではメインでしたが、とりわけ糖尿病予防ですとかそういった生活習慣病予防に力を入れていきたいとお話しさせていただいてまして、そういった中でお願いをさせていただいたわけですが、このヘルスアップ事業につきましては、関係団体あるいは保健所、社会保険、市の中でいえば健康推進課、スポーツ部門、いろいろな協力を今後当然求めて行く必要があるかと思えます。

今年度は初年度ということで、この事業を実施する中で課題や問題点などを明確にしながら、御協力いただける範囲を洗い出しながら、改めてお願いしてまいりたいと考えております。

吉岡（重）委員

ということは、今まではやっていないということですね。

事務局

今年度が初めての事業ですので。

吉岡（重）委員

ですから、今までやっていなかったということですね。

事務局

はい。

吉岡（重）委員

ありがとうございました。

関野委員

今のに追加の質問なんですが、確認として、一つは手づくりということなんですか。いわゆる業者に委託とかということではなく、西東京市の持てる力でつくり上げたという話なのか、業者委託なのかという問題が一つ。もし、そうしたときに、1人当たりの事業費というのを教えてもらえば構いません。秘密みたいな話だったら秘密で構いませんが。

それから3点目、資料19では30人对30人で合わせて60になっていますね。市報の方は、A、B区分合わせて50人と。ここはどういうことなのか教えてください。

事務局

まず、基本となる事業の骨格ですが、今厚生労働省で個別健康支援プログラムというのがバージョン2まで出ているのですが、各先進自治体に国保ヘルスアップモデル事業というのを幾つか実施させた中で、個別援助プログラムのマニュアルを国が作成してまして、今はバージョン2になっています。本格的に実施が始まったのがまさに今年度からということで、実施する自治体が倍増してきているという状況の中で、西東京市の国民健康保険も個別援助プログラムのやり方に沿って事業を計画しています。

その事業の大まかな流れというのは、まず健康診断等で要指導域になっている方を抽出しなさい、その中できちんと生活習慣の問診をするなり、アセスメントということですが、把握をした上で、さらに対象者を絞って、一定期間保健師や健康運動指導士などがその方に介入して、その方の立てた目標あるいは立てるべき目標に対するアドバイスを含めて一定程度の専門家集団による介入をして、その方の生活習慣の改善を図っていくというのがこのプログラムの流れです。

定員が60名で、なぜ市報が50名かというのは、まず健康診査の結果の生活習慣に関

する問診票をこちらでお送りする想定が全体で 400 名の枠があります。そのうち 350 名は、基本健康診査を受けた方の中で国民健康保険に加入している方で要指導域にある方、これは健康推進課から送ってもらう枠として位置づけております。残りの市報で募集いたしました 50 名ですが、健康診査を今まで受けていないような無関心層、こういった方を国保では一つのターゲットにしようではないかということで、20 代から 65 歳までと区切らせていただきましたが、今後メタボリックシンドロームを何とかしなければというのは、やっぱり若いうちから無関心を関心層に変えていく必要性があるからこそ、一般公募枠、よく読んでいただくとおわかりいただけると思いますが、関心があればどなたでもいいですよという言い方にしています。

50 名募集しましたら、109 名の方に応募をいただきました。誤解もあって、社会保険の方も応募されてきているのですが、関心があるということで私どもで検討した結果、109 名の方には問診票は受けていただくということで、約 400 名の方には一般で申し込みをされた方、健康推進課で抽出した方にお送りいたします。その中で、よりすぐれたと言っては言葉が悪いのですが、上位にいらっしゃる方ですね、どうしても生活習慣を変えていただきたいとねらう層がありますが、そういった方々にぜひ教室参加型のプログラムに進んでいただきたいと思います。それがステージ 2 ということで定員 60 名です。

こういった事業の繰り返しを図る中で行動変容を実現させて、健康意識を向上してもらって、家庭や地域への波及を期待したりですとか、健康診断、人間ドック受診率の向上を図ったり、あるいは継続して自分で取り組んでもらおうということの動機づけをしまして、最終的には、長期的な目標として健康長寿の実現あるいは医療費の節減ということに取り組んでいきたいと思っております。

この事業は 10 分の 10 国庫補助事業ということで、先般、国から内定をいただいております。

関野委員

予算額は？

事務局

予算額は、400 万円の予算で入札をいたしましたら、半分程度になりました。契約額は 195 万 7,158 円です。

関野委員

割ることの何人で？

事務局

400 です。

関野委員

60 で割るのではなくして？

事務局

400 には問診票をお送りして、返ってきた方にまた結果票を送るのでそのボリュームと、あとは教室の運営の維持費、そういったところから成り立っています。

関野委員

196 万を 60 人で割ってはいけないんだ、1 人当たり 3 万 3,000 円と見てはいけないんだね。

事務局

そうですね。郵送料とかが結構大きいので。

玉置委員

ステージ 2 の方にもそれは入っているんですか。

事務局

そちらの方も……。

玉置委員

結構大変だと思うんだけど。

事務局

そうですね。

玉置委員

その 195 万で、ステージ 2 の方も含まれているんですか。

事務局

はい。これは、講師ですとかグループワークのリーダーとか、そういった講師謝礼ですとか、あるいはそのプログラムの中で運動のコースをやったり、途中で試食会を入れたり、自分の味覚がどうなのかを検証してもらって、そういったメニューも入れております。そうした謝礼、材料、もろもろ込みでこの値段ということで契約をしております。

玉置委員

問題は、基本健診とか職域の健診とダブるわけですよね。この場合も、基本健診のデータの中から出すということになると、この選ばれた 400 名は同じような検査をもう一回やるといことですか、採血なんかの場合は。

事務局

そうですね。まず、参加者の抽出の段階では基本健診の昨年度の結果を使っています。

玉置委員

そこから抽出したの？

事務局

抽出いたしました。

このコース、60 人に進む方については、直前でもう一度採血ですとか身体計測、問診を行い、さらにプログラム終了時に同様の検査をして、変化を実感していただくと。

玉置委員

これは、医師会である程度このヘルスアップ事業をやっているところがありますよね。

事務局

東久留米市がやっております。

玉置委員

結構大変なんですよ。

事務局

医師会さんでも、9 月 3 日に、メタボリックシンドロームにどう対処するかという市民講演会を予定されていると思いますが、これからこの事業のいろいろな課題点、問題点、協力をお願いしたい部分がたくさん出てくるかと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

玉置委員

結局、社保と国保と全部一律のメタボリックでやらないと意味がないですからね。その辺をどういうふうにカバーするのか、整合性を持たせるようにね。

事務局

今は、ちょうど、健診のあり方検討委員会というのが国で 4 回行われていまして、基準となる数値の取り決めを現在策定中ということを了解しています。管理の方法も含め

て現在、あり方検討委員会の中で行われていますので、それらの基準が固まり次第、そういうものに合わせていくということになるかと思えます。

平成 20 年 4 月からの保健事業の項目を円滑に進めていくためにも、こういった事業に早く取り組むべきかなということで考えております。

玉置委員

東久留米市は、このステージ 2 はドクターがやっているんですね。

事務局

はい。

玉置委員

業者だと、そうじゃなくて運動療法士だとか食事治療を栄養士さんとかがやっているんですね。ドクターだと 195 万じゃ無理ですね。

事務局

そうですね。

東久留米市は、モデル事業に参加されていて、かなり高い成果を出しているらしいと聞いていますが、平成 20 年 4 月以降外部委託への水準をどうつくっていくかということも、あり方の中で検討されていると聞いております。値段がすべてということでは当然ないわけで、一定の質が求められることになります。

清水会長

国保以外の人は何人ぐらい、この 109 名のうち。

事務局

申し込みがあった……。

清水会長

国保の事業だから、なるべく国保の人が多い方がいいかなと思いますが。

事務局

半々ぐらいですね。50 数名の社保の方から連絡をいただいています。

玉置委員

1 番目のときには、社保の人は入れなかったんですね、入れたの？

事務局

国保のヘルスアップ事業ですので、補助の対象となっている部分については国保の対

象者ということです。

清水会長

社保の方には、とりあえずは問診票をお送りしてという便宜を図るということですね。

事務局

そうですね。問診にお答えすることで……。

清水会長

随分反響がありましたね。

事務局

そうですね。

清水会長

ぜひ成功させていただいて、こういう結果になりましたという結果の報告もいただきたいなと思います。

事務局

はい。

金城委員

頑張ってください。

事務局

ありがとうございます。

清水会長

医師会の皆様方にもぜひ御協力をお願いいたします。

それでは、見直しについての方へ戻りたいと思います。

所得割率が5.2%、資産割が15%ということで今はやっています。最初の協議会のときだったと思いますが、中長期的に見直そうというようなことで出発しているんですが、その辺も踏まえながら見直しをすることだろうと思いますが、どのようにして進めていきたいと思いますか。とにかく慎重審議をしていきたいなと思います。前回のこともありますので。

玉置委員

まずその情報をしっかりつかんでもらいたい。みんなのコンセンサスを得ることが大切だと思うんですが。

医療費だとか繰入金の比較とか、ほかの 26 市と比べて西東京市というのはどうなんですか。医療費はそんなに多くはかかっていないんですか。その辺のところから集めていってもらって。

事務局

医療費につきましては、資料 12、13 で、26 市の比較である程度はおわかりいただけると思います。資料 12 では平成 15、16 年度の比較ですが、一般被保険者と退職被保険者で 26 市との比較をしております。平成 16 年度については、一般被保険者 1 人当たりの保険給付費については 13 万 5,802 円ということで、平均が 14 万 67 円で、平均よりも小さいということで、26 市平均で金額の高い方から比べて 18 位ということでございます。一番高いのは清瀬市、15 万 5,286 円。西東京市は 18 位で 13 万 5,802 円です。退職被保険者につきましても、平成 16 年度は 1 人当たりの保険給付費が 27 万 3,984 円、26 市中 17 位ということです。

資料 13 は、多摩の計との比較ですが、一般被保険者分ですと、平成 16 年度は受診率が 12.927% ということで、多摩の計と比較して 2 ポイントほど小さいということです。隣の枠、1 件当たりの日数ですが、入院に関しまして多摩の計は、17.19 日、西東京市の 1 件当たりの日数は 16.24 日ということで、入院日数も小さくなっているということでございます。一番右の 1 人当たりの費用額についてですが、入院につきましては、多摩の計と比較して 7,000 円強小さくなっております。一番右側の合計でございますが、西東京市の医療費については 26 市と比較すれば小さい方だと認識しております。

26 市の比較は以上のようなことでございます。

玉置委員

費用の方は割とかかかっていないんだから、負担させる方も中間ぐらいでいいということですよ。(笑)

市の補助、持ち出しはどうなんですかね。

事務局

資料 11 をお願いいたします。

平成 17 年度については、17 億 8,500 万円ということで、年度額の 1 人当たりの額は 2 万 5,033 円、26 市中金額の大きい順位からでは 11 位ということでございます。ちなみに平成 18 年度につきましては、当初予算では 17 億 8,500 万円でしたが、一般被保険

者分が 8,000 万円、均等割の 2,000 円の減額の影響が出ておりますので、当然 9 月補正でそれだけの金額でいこうということでございます。

玉置委員

それだけ補てんがふえたということですか。

事務局

はい。18 億 6,500 万円ということですよ。

清水会長

26 市の中では 11 位だから……。

事務局

平成 17 年度については 11 位でございます。

清水会長

いじらなくてもいいのかなという気にもなりますが。

事務局

資料 6 が平成 18 年度の国民健康保険税率の……。

関野委員

順位というのは、繰入絶対額の順位、それとも 1 人当たり額の順位？

事務局

1 人当たりの額で大きいところは、府中市が一番大きくて 3 万 6,870 円、それに比較して 11 番目ということですよ。

資料 6 が平成 18 年度の国民健康保険税（料）率でございまして、一番下に平均がございまして。この辺を見ると、西東京市は平均的なところにいるのかなと。

資産割のところを見ていただきますと、西東京市は 15% の資産割で、中長期的に賦課方式を 2 方式でやっていくことにいたしますと、資産割の 15% が、0 になれば 3 方式になるのですけれども、資産割がないということですね。平成 18 年度の保険料の改定、前回の保険料の改定におきまして、附帯意見として中長期的に 2 方式へを加えるということでもございました。

清水会長

そうすると、この資料 6 で見ると、改定をこれからしなければならぬというところは幾つかありますよね、改定有無というところに。

事務局

これは、改定が平成 18 年度にあったという意味です。網かけしてある部分が改定があった部分です。

清水会長

限度額がね。

事務局

限度額を含めて所得割、資産割、均等割、平等割です。

ちなみに、立川市が西東京市と同じ保険料です。平成 17 年度までは資産割はあったのですけれども、平成 18 年度は資産割をなくして所得割と均等割の 2 方式にしたと。ただ一方、立川市は、平等割が 1,200 円だったのですが、西東京市は 9,300 円です。

吉岡（重）委員

ということは、それぞれの市民の 1 人当たりの満足度に関しては、この数字では出ていないと理解していいわけですよ。例えば自分はこれだけのことをやっていただいたということで、それぞれの方はよそと比較するすべはないわけですが、ただ立川市の市民と西東京市の市民が同じ状況に陥ったときに、負担するものについては当然あるんでしょうけれども、金額が同じだった場合、サービスを受けるものは差があると理解していいんですよ。それでさっき体力ということをお聞きしたいなと言ったんです。

これは、あくまでも数字の上で多い、少ないで何番目とおっしゃるけれども、それについてどれだけのサービスがあるかということはこれでは出ていないと理解していいんですよ。

事務局

法定の保険給付以外のサービスという意味合いでしょうか。

吉岡（重）委員

それも含めて。

というのは、市民一人一人の感ずるものというのは、やはり何がどうだからじゃなくて、これだけのことをやっていただくんだからこれだけの応分の税負担をしても構わないという気持ちがあると思うんですよ。ところが、税負担だけ多くて、隣の町よりもサービスが悪いというんだったら、うちは高いねという感情になると思うんですよ。ですから、そういったことも含めて考えていかなければいけないので、ただ数字の上で、よ

そよりもうちのところが真ん中だからそれでいけばいいとか、そういう話じゃないように思う。

ですから、最初の資料 1、2、3、4 もそうですが、医療分現行でも所得割合が 5.2、資産割合が 15 など、いろいろと出ていますけれども、ここの数字にもかかわってくると思うんですよ。

ですから、そういったことの認識の一つとして数字具体的に一つ一つがどうじゃなくて、これはあくまでも全部を見るものではないという理解をして構わないんじゃないでしょうか。その中で西東京市がどれだけのことを提供できるか。特に平成 20 年度から、いわゆる国保の保険者としての健診、そのほかの事業が始まるわけですが、先ほどのお話の中でも、厚労省が決めるところの基準にのっとってと言うけれども、それはあくまでも全体モデルでの話であって、西東京市独自の考え方で、こういうふうに市民に提供しますということについてはまだ出ていないと理解していいんですよ。

そうじゃないと、今後西東京市がどういう形でこの協議会で話をもっていくって、諮問事項に対して答申をするかということにかかわってくると思います。

清水会長

資料 6 と 11 をあわせて見てみますと、お隣だからあれなんですけど、東久留米市さんを見ると、所得が 4.16 で資産が 16 で、結構額が高いんですよ。だから、市の持ち出しが 1 人当たり 1 万 8,977 円となっていますよね。この辺、お隣の市だから、市民の声が何かの形で私どもに入れればいいのかなというのが一つと、あと八王子市さんを見てみますと、資産割もない、平等割もないということで、市の持ち出しがお 1 人当たり 2 万 2,781 円ですよ。そうすると、八王子市さんの方が一般会計からの財源持ち出しは少ないということになるから - どういうふうに見るのかな。

玉置委員

事業のサービス料というのは難しいですよ。それは大体同じと見て……。

清水会長

そうですね。そうしないとできないのかなと思ったりもしますけど。

玉置委員

むしろ、自分たちが税として払う部分と市が持ち出しで出してくれる部分との比率みたいな感じですよ。

清水会長

そうすると、前回の見直しをしましたときに、市の財政が圧迫しているからということで、それこそ市民の皆さんに多少でも負担してもらいましょうということで決めましたよね。それも、2万2,000円が2万円になったということで、形はお1人当たりの財源の持ち出しが2万5,033円で済んだということになったんですけれども、一部見直してくださいという諮問をいただいたのは、結局この持ち出し分をもうちょっと少なくしてほしいということなんでしょうか、市側からしたら。

玉置委員

その真意がね。サービスをもっとよくするという考え方もあると思うんですけどね。

清水会長

どうなんでしょう。

事務局

今回いろいろと資料をお出しいたしましたが、これだけでは基本的にはまだまだ足りないと思っています。保険ですから、被保険者の方が保険料で賄うというのが根本的な理屈というか、論理なんです。ただ、そこにはそういうふうにはなかった過去の長い歴史があって、市の財政状況などを見きわめながら一定程度繰入金をしてきたということだと思っただけなんです。それも、やはり社会保険の方は社会保険料を払いながら税も払っていて、その中で税がその他の繰出金でいくということは、基本的には二重払いになるのではないかという議論がある中で、どこが本当に適正な水準なのかというのが決まってくるのだらうと思うんです。それは、そのときのやっぱり市の財政状況ということが大きくかかわってくると思います。ただ、この段階で去年は財政状況も厳しいので、これ以上の繰越金を出すのはいかなるものかという提案をさせていただいて、そのような答申もいただいているということですね。

この段階で、じゃあどうするんだということ、これ以上繰越金を出さないというのが今までの考え方であったのです。ただ、これから平成19年度に向けた医療費の動向などを見きわめながら、内部的にも、これからどうしていくんだという決定を長からいただくかなければならないのかなと思っています。

ですから、現時点では、行政内部の意思決定も基本的にはまだされていないということなので、私どもはこれから情報収集を進めながら慎重審議をいただけるような資料を

提出しながら御議論していただきたいなと考えています。

はっきり申しますと、市の行財政改革の戦略プランの文章は、これ以上一般会計からのその他繰出金をふやさない、現状を維持するというのが、行財政改革プランの考え方、方向です。そういう形で平成18年度も進んできたのだけれども、議会の議論の中で2,000円を減額されたという経過になっています。

ですから、今の資産割の関係も、全部所得割の方に乗せるような資料をお出ししていますが、果たしてこれでいいのかどうか、今までの議論の応益割合を40%に近づけていくという議論が審議会でこの間ずっとあったわけですから、そうすると、平等割あるいは均等割の方に乗せるべきではないかという議論もありますので、その辺の議論も追々資料をお出しいたしながらしていただければなと考えています。

清水会長

今、事務局から御説明があったように、一般会計からはもう繰入をとにかく少なくすべきだということなのかなと。

玉置委員

繰入をふやさないということですか。

事務局

そうですね。

玉置委員

でも、絶対ふえるわけですよ。そこの兼ね合いだと思うんですよね。だって平成20年度から始まる未就学児までとかになってきますと、絶対ふえると思いますけどね。

清水会長

また、国保で賄えない部分というのが当然出てきますよね。それは、今度ほかの部署との調整で予算づけみたいなことはできるんですか。さっきの説明の中でも、国保だけではできない部分というのが出てきますよね、これから。

事務局

はい。一般の健康施策とどうやって絡めていくかということだと思うんですね。

清水会長

そうですね。

事務局

それが、西東京市の健康増進のやり方だと思っているんですね。ですから、そういう意味では、1人当たりの医療費が西東京市は平均より少ないというのは、年齢層の構成もあるかもしれませんが、一定程度効果が出てきているのではないかと見ています。

逆に、全体の調整の中で申しますと、医療費が少ないことが財政面では余りよくないという結果を生む可能性もあるんですね。というのは、共同安定化事業というのがあって、それは一般的には保険の保険ですよ、財政的な保険をやるために平均的な金額を定めて各市が拠出金を出すと。それで、実際にかかったお金について交付を受けると、平均したところでの計算をするものですから、平均より医療費がかかっているところは拠出金よりも交付金が多くなると。平均よりも医療費がかかっていないところは、拠出金よりも交付金が少なくなってくると。ですから、逆にいうと、健康でいるから財政負担がふえるという状況が生まれてくるんですね。これは、そもそも保険の考え方そのものがそういう考え方なんですね。「病院にかかっていないんだけど、何で私は払わなければならないんですか」という議論ですから。それが保険なんですよということなんですね。

ですから、そういう状況も出てきますけれども、基本的には健康増進には力を入れていくべきだろうと思っています。

清水会長

ということで、見直しの資料を検討していくわけですが、資料2の1は現在の所得割5.2%、資産割15%ということで、応能が69.4、応益が30.6、応益割合が36.2と出ておりますよね。その次は資産ということで資料3の1ですが、所得割が5.4で資産割が10%、資産割を減らした分、所得割がアップするという試算かなと思います。それから、4の1、4の2を見てみると、所得割を5.6にして、資産割を5%にした場合の試算の資料なんですね。それで、資料5の1で、資産割が0%になると所得割が5.8と出していると思います。

これについて御質問はといっても、きょうは無理かなと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局

きょうは、資料をお出しさせていただきましたが、これからどうしていくのかというのは医療費等の今後の伸び等も見ないと、なかなか議論が深まるというところまではい

かないと思うんですね。一度目を通していただいて、いろいろな視点があると思うんですね。「むしろ、こういう資料も出してもらった方が審議が進めやすいよ」とか、そういう御意見をこれからいただきまして、できた資料をどんどんお送りするという形をとりたいと思いますが、そうすれば次回の運営協議会にある程度進んだ議論ができるのかなと思っています。

医療費の動向だとかいろいろな面での情報収集をある程度して見きわめるためには、どうしても年末、あるいはこの間の状況もそうですが、年初めの老健の拠出金等の確定で大きく数字が違っていたということもありますので、その辺を目安に情報収集していきたいと考えています。その間、委員の皆様の視点で、こんな資料があるともうちょっと深まった議論ができるのかなというものがあれば、事務局に言っていたら、できる資料についてはできるだけ御用意させていただきたいと考えています。

ですから、きょうの時点で検討するというのには情報不足かなという気がいたします。

清水会長

ということで、もし今日いただいた資料のほかに検討するのにこういう資料があったらいいなというのがありましたら、どうぞおっしゃってください。

関野委員はよく御存じだから、不足している資料はあと何がありますか。

関野委員

不足しているというよりは、平成 17 年に委員になられた方がたくさんいらっしゃると思うんですね。そうすると、先ほどの清水会長なり保険課の方が、「こういう経過でこうだ」というのを御説明していただいているんだけど、多分おわかりになっていないだろう。それは当たり前なんです。

だから、この 5 年ぐらい、例えば平成 13 年、14 年ぐらいから、こういうふうに変わってきて、こういうふうトレンドを見たんだけど、だめだったみたいな、だめだったと言うとおかしいけど、こういう経過ですよという、他市もいいんだけど、ここの協議会でこう審議してきたというような形があれば、そうすると、先ほど部長がおっしゃったように、「そうは言ったけどこっち側に振るのかい？」と。いわゆる、均等割の方にふやしていくのかというような整理は、一たん理論的なものでの経過というものをひとつやった方がいいかなと思います。

あともう一つは、きょうのところだとシミュレーションで大体、「こういうふう振る

とこういうふうになるよ」という話なんだろうと思います。事務局として出すのはなかなか難しいんですが、今年度も3分の1終わってしまっている。そうしたら、大体どの程度というような見通しでやって、狂ってしまったらしようがないと。(笑)

竹田委員

あと3カ月ですから、料金のことその間に……。

関野委員

今期は、毎月それほど動きはないでしょう。

玉置委員

10月から差が出るんじゃないでしょうか。

関野委員

自己負担がふえるから、8分の1こちらの医療費支払い分が少なくなるから？

玉置委員

対象者の概略を見ますと……。

事務局

确实というか、一定の情報が半年程度たてばつかめてくるので、その時点で一回情報としてお流しして、次のときに御議論が早目に進むようになるべく努力したいと思っております。

関野委員

例えばこの1案からしたときに、48億から40何億までの試算が出ていますよね。

事務局

はい。

関野委員

だから、下方値だと幾ら、最大値だとこのくらいですみたいな感じでやってみると、皆さん自分で思いの……。

事務局

ざっくりとしたシミュレーションを一回描いてみるというのも議論のたたき台にはなるのかなという気がいたします。

玉置委員

確認しておきたいんですが、事務方がつくった資料の中で、要するに、資産割を0に

したいあるいは平等割を0にしたいという意味づけというか、そうしたいという意向があるんですか。そのところをはっきり。

事務局

私どもの意向というよりも、平成16年度の保険料改定の際の御審議で附帯意見がついています。要するに、資産割については現状にそぐわないので資産割はなくす方向で、中長期的に2方式へと。2方式へということは……。

玉置委員

目指すということになったんですか。

事務局

はい。目指すという附帯意見があるのです。前回の平成18年度改定の際にも同様の附帯意見をいただいています。

なぜその附帯意見が出たのかという根拠は、要するに資産割があるということは現在の時代に即していないのではないのかという論議が平成16年度改定の際にありました。なぜ現状に即していないのかというと、資産割があるということ自体 - 昭和36年に国民健康保険制度が始まったときに、全国的に言えば被保険者は中小自営商工者と農業従事者、漁業に従事している方が多かったと。所得がなかなか把握しにくいということとか変動が大きいということの中で、確実に保険料として計算できる部分は何かということで、国が資産割に着目してこういう形になっているのではないかと思っています。

一方、現在資産をお持ちになられている方はどういう方かと申しますと、資料にもおつけいたしましたが、退職被保険者については70%ぐらいの方、一般被保険者についても大体40%の方が資産を持っているということですが、資産はあるのだけれども、資産から益を生んでいるのか、要するにアパートとかマンションとかを経営しているのかということを考えると、大多数の方は自分がお住まいになっている自宅の土地、家屋の資産ではないのかなと思うわけです。

そうすると、そういう方から資産割ということで保険料を賦課するのは、いかなものかという考えがあって、平成16年度の保険料改定の際に資産割については中長期的に減らしていこうではないかということで、従前20%のものが15%になったということです。15%に減らしただけではなくて、中長期的には2方式へもっていこうではな

いか、資産割を0にしていこうではないかというのが運営協議会の御意見だったと思います。

玉置委員

平等割もなくしていこうと。

事務局

今玉置委員がおっしゃったように、2方式というと、所得割と均等割ということで平等割は0ですが、ここから先は個人的な意見になって申しわけないのですが、平等割については世帯にかけるといことで、考え方としては、個々の人間にかかっているわけですから3方式でも余り問題ないのではないのかと思います。それで、御審議をいただく中で、平等割についてはなくしていく方向でしたらそういう方向で私どもは資料をお作りいたします。

清水会長

とにかく出せる資料は出していただいてということと、さっき関野委員がおっしゃったように、今までのこの運協の流れ - 西東京市になってからののでいいですから、その辺の経過報告みたいなものもあればいいんじゃないかなという御意見がありました。

1回目の、中長期的に見直すということについての答申案は最初のときに読み上げた記憶があるんですが、その辺の経過報告を文書で出していただければ.....。

玉置委員

数字だけじゃなくてね。

清水会長

と思うんですが。

葛木委員

2方式にするにしても、三鷹市あるいは武蔵野市は住民税を120とか220とか、東京23区だと182になっていますが、そういった方の計算が出るなら出していただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。所得割5.何%というのはありますが、もう一つの方式としては住民税の何%というのがあるわけですから、その辺はどうなんでしょうか。アンバランスになってしまうんでしょうか。

事務局

まず、住民税対応方式でというお話だと思いますが、コストとありますが、システム

上全く持っていないので、それを出すのはお金をある程度かけないとできないと思います……。

事務局

個別のシミュレーションはできるでしょ。全体をやるということじゃなくて個別にやるんだからシステムは要らないでしょ、手計算でやれば。現在の状況でどうなんだという見比べを個別にやればいいじゃないですか。全体を回すということじゃないですから。

関野委員

例えば二百何十万円でそろえてみて、現行のやり方だとうなります、ところが市民税だとすると、低い方が高くなるのか、高い方が低くなるのか、多分そこだけを見られたいんだと思うんです。

事務局

そうですね。そうすればイメージがわくと思うんですね。

玉置委員

所得割の平均値は、武蔵野市、三鷹市の大きな数字の中には 230 とか 195 とか、市民税方式の数は抜いてあるんですね。

事務局

はい。住民税対応方式のところは平均の中に入れていません。

玉置委員

これが、大体どのぐらいに当たるんですかね。

事務局

住民税対応方式は、平均の下段が住民税対応方式の数字です。

玉置委員

これが所得割の方式だとどのぐらいに当たるかというのはわかりませんよね。

関野委員

多分小さいんでしょうね、4 とかそのぐらいじゃないですかね。

玉置委員

逆に小さくなるんですかね。その辺がわからないんですが。

関野委員

5 がそうだとすると、勘ですが、武蔵野市とかはお金持ちが多いんだろうし、住民税もいろいろとあるんでしょうから、下手すると3ぐらいになってしまうかもしれませんね。

事務局

一点だけ申し上げられることは、住民税対応方式以外の市がとっているやり方は、所得は旧ただし書き方式と言いまして、控除額をほとんど見ずに出た所得をそのまま使うということです。住民税対応方式で住民税についてはいろいろな控除があるということとから非課税になってしまう方が多いということで、課税対象者が国保の旧ただし書き方式でみるよりも少なくなりますから、住民税を納めている方に対しては、より大きな金額をいただかなければならないということがあります。

それから、住民税は非課税の方からは取れませんから、逆に均等割の金額を大きくしないといけないという傾向ははっきりしています。

事務局

どちらにしてもシミュレーションというか、個別の見比べを見ていただければよくわかりいただけるのかなという気がいたしますので、それを用意させていただきます。

清水会長

なるべく資料をたくさんいただかないとね。

玉置委員

余りたくさんあってもわからないのばかりだと。

清水会長

だから、わかりやすい資料をね。

事務局

はい。資料があり過ぎるということはないのですが、資料太りになってもいけないので気をつけたいのですが……。

清水会長

私たち素人が見てわかりやすい資料を出していただいて。

事務局

はい。

清水会長

今回は、どうも今の話ですと、早くても 12 月……。

事務局

そうですね。途中で資料はお送りしたいと思いますけれども、見通しがつかない中で開催しても……。

平野委員

難しいのかもしれませんが、税収の中期的な見通しとかは住民税ですね。それから、固定資産税の今後の動向とかを見ていかないと、例えば所得割に全部乗せてしまったときに、将来住民税の税収が落ち込むとすると、率を相当上げなければいけなくなりますよね。そうすると、一部の人にすごい負担がかかっていくということも踏まえておかないといけないのかなと思いますので、住民税での伸びだとか固定資産税の伸びあるいは減っていくとか、人口構成の高齢化とか、高齢者がふえていけばおのずから所得が多い人たちが減っていくというのは間違いのないと思いますので、きちっとした数字でなくてもいいと思うんですが……。

玉置委員

毎年の市民税をずっと出してもらえば。

清水会長

そうですね。ただシステムが違う。

事務局

当市の場合、一応中長期的な財政計画を立てますが、より具体的な実行計画というのを毎年立てます。それは、基本的に毎年ローリングしていくというやり方で、向こう 3 年間の実行計画を立てております。

平野委員

出ているんですね。

事務局

はい。ですから、それは年度当初に公表されますので、ことしから 3 年間どういうふうに見ているのかというのをお出しできると思います。

玉置委員

過去の 3 年間もあるわけでしょ。

事務局

あります。

平野委員

それと、仮に資産割を全部なくして所得割に乗せたときに、要するにプラスになる人とマイナスになる人がいますよね。

事務局

はい。

平野委員

プラスの人はどの程度重くなって、減額の人とはどの程度かという、数値はなかなか出しにくいと思うんですが。

事務局

影響の範囲がどの程度できるのかわかりませんが、見てみたいとは思いますが。

平野委員

それを見ないことには、これで最終的に決断するのはなかなか難しいと思うんですね。

事務局

そうですね。

平野委員

あともう一つ、新たな高齢者の医療制度は全然見えないんですが、これが実施されることで75歳以上の人の保険料は入らなくなると。そのかわり拠出金というのが出てくると。その辺の全体の国保の収支は、今まで以上に負担がふえるものなのか、あるいは従前と同じなのか、負担が軽くなるのか、ざっくりでいいと思うんですが見ておいた方がいいのかなと思うんですが。

事務局

そうですね。

平野委員

再来年にかわるんですね。

事務局

そうですね。

玉置委員

資産割を0にするシミュレーションは幾つかやっているんですが、そうすると、必ず所得割がふえますよね。それをちょっと緩和するために均等割もちょっとふやすというのがあっていいんじゃないですかね。

事務局

多分そういうことだと思います。

玉置委員

そうすればバランスがとりやすくなると思うんですが。

事務局

今回おつくりした資料は、基本的に資産割を減らした分を、応能応益を変えないという考えで所得割に掛けていますので、減らした方は所得割でというシミュレーションです。玉置委員がおっしゃるように均等割に……。

玉置委員

同時に均等割をふやすと。

事務局

はい。

玉置委員

だから、所得割を急激にふやさないというシミュレーションがないとおかしいかなと。

事務局

それは、各種のパターンをとという意味でしょうか、それとも……。

玉置委員

この程度でいいんじゃないですか。5 ずつ減らしていくかわりに0.2 ずつふやしているんですよ。

事務局

はい。資産割を5 減らした分、所得割と均等割をふやしていくような形で……。

玉置委員

幅を少し、所得割の上げ幅を0.1 ぐらいにして、その0.1 分を均等割でカバーするような形で。

吉岡（重）委員

それはグラフにはできませんかね。数値はアバウトで、大体の曲線がわかれば……。

清水会長

一目瞭然ですけどね。

事務局

今までの運営協議会での目標の数字が、応益割を 40%に近づけるという目標がありますから、そこにした場合にどういうふうに変わっていくのかというシミュレーションをすれば起点と終点がわかりますので、グラフはできると思います。

吉岡（重）委員

かえってそれの方が数字を上げていくよりはわかりやすい感じですね。

事務局

そうですね。

吉岡（重）委員

その中で、きょういただいた資料の数字を自分ではめ込めば、どこら辺の場所というのが出てくるかなというような。

事務局

ちなみに、後期高齢者の医療制度も 2 方式で応能応益を 50%・50%で検討しているということですので、その方向になってくるのかなということだと、当方もやっぱりそちらに近づけるような努力をしていった方が急激な変化がないのかなと思います。

平野委員

75 歳になったら急激に変わる可能性があるということですね。

事務局

そうですね。制度が変わるときに急激な変化が - 多少経過措置というのはあるんでしょうが。

平野委員

そうですね。都内全部一律の保険料率になるわけですからね。

事務局

その辺の情報も仕入れながらでないでないと議論があちこちに飛んでしまいますので、一定程度整理をしながら情報集めをよくしていきたいなと思っています。

平野委員

動きが激しいので。

玉置委員

応益が 40 に近づくような方法で見えていくということですね。

事務局

そうです。

事務局

それでは、資産割を 10% にして応益割を 40 に近づけるような形で、例えば現行 36、38、40 というようなパターンでよろしいでしょうか。

玉置委員

その方がいいと思いますね。

事務局

資産割は 10% の部分でよろしいですね。

事務局

両極端をつくってみます。

玉置委員

5 も 0 もあっていいんじゃないですか。

事務局

急激に均等割、平等割の方を上げていくということは低所得者に重い制度になってくるとい現実がありますから、そうすると逆に言うと収納率の問題とかにかかわってきますので、どの程度のところがバランスがいいのかというのを御議論していただくということになると思います。

金城委員

未収分がありますよね。その未収の中で回収できないというのは、どのぐらいの件数があって、金額になるかということが年度別でわかれば教えていただければ。

事務局

その辺は、内部的に可能なのかどうか検討させていただきます。

清水会長

ほかに資料として要求するものはありますか。

どうぞ、本橋委員。

本橋委員

国保の被保険者というのは、職業としたら自営業が主体になると思うんですが、実際に市の財政がだんだん悪化していくとか最終的には自分たちの種でやってということなことで中長期的に考えていくということですが、西東京市の場合ですと、いわゆる被保険者の職業とか年齢とか従事者になっている方の年齢層がどのくらいなのかとか、同じ小売業でも組合に入っているところもあるでしょうし、国保でやっているところもあるでしょうし、農家だったら件数が大体300件ですが、そのほかの小売業の方というのは、分け方というのはないでしょうか。

事務局

それは難しいですね。

本橋委員

税務署の方式でいくと、自営業とかになってしまうんですが。

事務局

年齢はやれるでしょうけれども、職業の区分というか分析は難しいようです。今はそういう統計をとっていないので。

本橋委員

応能割を上げていくという考え方はわかるんですけど、例えば市の商工会の話の聞いてみると、決してもうかっていないわけですよ。お客さんをお呼びするために結構金額を下げたり、自腹を切ったり、そういったいろいろな努力の中で何とか生活を確保している。そういったところで、これから長い間のことを考えていくと、果たして応能割だけでいけるのかどうか。資産割を切ってしまうというのは、さっきの話のように、退職者が建物しかないからそこからは利益を生まないからというようなことは確かにわかるんですけども、最初から資産割を切ってしまうと応能割一本でやるとなると、やっぱりサービスの低下というか、金額的にはかなり行き詰まってしまうんじゃないかと考えるんですが。

私が聞きたかったのは、被保険者を大まかに分けて、例えば産業振興会あたりがどういう形で、商店なのか小売業なのか、そういうものと、そこで働いている主たる従事者の年齢層とか、もしそういう資料があれば見てみたいなと思うんですが。

事務局

わかりました。職業のところは、先ほど申し上げたように難しいのですが、年齢構成

はわかるようですので、資料でお出ししたいと思います。

これからの議論は、今本橋委員がおっしゃったように、資産割の分を所得割でやるのか、応能割でやるのか、どちらでやるのか、あるいは両方でやるのかという議論をしていただくことになろうかと思います。

本橋委員

そうですね。

清水会長

そのためにいろいろな資料が欲しいということをお願いしたところです。

(2) その他

清水会長

そのほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ、関野委員。

関野委員

日程の話は特段ないのですか。

事務局

一番後ろにおつけしたのですが、今後の開催予定ということで 11 月の初旬にできれば第 3 回の運協を……。

関野委員

ここをあけておきなさいということですね。

事務局

あけておいていただけるとありがたいですね。

関野委員

わかりました。これで検討しておきます。

もう一つ、第 1 回の運協のときに 8 月のときの議題に、平成 17 年度事業報告というのが載っていたはずなんです。そうすると、平成 17 年度事業報告というのをいつごろに予定するのか、もしやるのだったら次に……。

事務局

資料 20 で事務報告、資料 21 で決算の概要がございます。

関野委員

それを見なさいということですね。

事務局

申しわけございませんが、そういうことです。

関野委員

あと一つ、後でも構わないんですが、ちょっと教えてもらいたいんです。

市長からの諮問の意義、定義というのはどういうことなのか。市長が勝手にこの運協に「これ見てください」という意味合いのものなのか、それとも議会から付託されて市長の職権で「見直しをなさいよ」といっているのか、その辺の意味合いを教えてくださいませんか。

市長が今後いろいろと運営するために国保会計を考えておかなければいけないと。だから、前もって市長の権限で諮問してくださいというようなことをいっているのか、それとも議会から、「市長さん、済みませんが運協に仕事をやらせてくださいよ」みたいな意味合いなのか、その諮問の意味合いを教えてくださいませんか。

事務局

端的に言えば、関野委員の前段のお話です。

関野委員

市長の判断の中だと。

事務局

はい。国保の運営協議会自体が市長の諮問機関ですので、その中で何を諮問するのかということが運営協議会の規則で定められておりますので、市長が判断して、一部負担金の負担金割合ですとか保険料率の関係について諮問をさせていただいているということでございます。

関野委員

わかりました。

最後に意見です。今回の皆さんの論議というのは前回は踏まえた上での論議ですよ。それにもかかわらず、市長から、「今回の答申は絶対通します」という決意表明がなかったね。

事務局

そうですね。

関野委員

何かその辺がちょっと。「皆さんがやったものは議会を通すように努力しますが、だめだったらごめんなさい」、これがあつた方がみんなフランクにやりやすいんじゃない？

事務局

そうですね。

関野委員

「私も努力しますよ。運協も一生懸命やってください。ただ、100%そのとおりにはないということがあるかもしれませんが、勘弁ね」と、これによって我々の検討というも随分違うと思いますよ。死守してくれるんだつたら、死守してもらうなりの検討というのが出てくるんだろうけど、この間も言いましたが、あやふやにされてしまうのなら我々もあやふやに検討しようじゃないかと。多分、今日の皆さんの論議はそんな話じゃないと思うんです。いろいろと出して一生懸命やろうという論議でこんなになっていると思うんだけど、そうしたらそれにこたえる市長の決意表明があつてしかるべきだと思いますよ。

玉置委員

答申案が議会で通らなかつた場合に、市長からどうして通らなかつたかという説明があるんじゃないですか。

関野委員

この間はあつたんです。

玉置委員

そういうのは絶対必要ですよ。

関野委員

「今回絶対通します。だめだったら皆さんにどこかで一杯おごります」というのが出ないとだめじゃないでしょうかね。(笑)

事務局

よく申し上げておきます。

金城委員

国で決まったことをここで審議する必要があるんですか。

玉置委員

それはあるんじゃないですかね。

清水会長

条例を改正するというので、やっぱり手続上らしいですよ。

玉置委員

国が決めても、条例で、全部やるのは大変だから少し緩和してあげようということも
あり得るわけですね。

金城委員

うちで変えることも可能だということですか。

吉岡（重）委員

それは、自治体独時の方針ということになってもいいと思いますよ。

金城委員

わかりました。ありがとうございました。

5 閉会

清水会長

長時間ありがとうございました。

次回もよろしく願いいたします。

午後 9 時 00 分 閉会